

令和6年1月14日  
18時35分時点  
危機管理政策課

## 北朝鮮によるミサイル発射について

### 1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和6年1月14日（日） 14時53分頃  
(2) 発射場所 北朝鮮内陸部  
(3) 発射数等 発射数：弾道ミサイル1発  
方 向：北東方向  
距 離：詳細については現在分析中ですが、発射された弾道ミサイルは、最高高度約50km程度以上で、少なくとも約500km程度飛翔し、落下したのは朝鮮半島東岸付近の日本海であり、日本の排他的経済水域（EEZ）外であると推定

### 2 総理指示（令和6年1月14日 14時58分）

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと  
(2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること  
(3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

### 3 防衛大臣指示（令和6年1月14日 17時26分）

- (1) 米国、韓国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること  
(2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

### 4 防衛省・内閣官房発表内容（令和6年1月14日 17時26分）

- 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。
- これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題です。我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難しました。

### 5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。

## 6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

## 7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル（可能性があるものも含む）の発射は、昨年12月18日以来となり、今年に入ってからは1回目